

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 三島町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
203	1,033	65	1,301

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,902	1,645	257	112	26	2,175	
三島町路線バス事業特別会計	21	20	1	1	6		
一般会計等	1,917	1,660	258	113		2,175	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
三島町簡易水道事業特別会計	155	134	21	3	72	691	512	
三島町農業集落排水事業特別会計	36	36	0	0	21	203	156	
三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計	27	26	1	1	14	192	154	
三島町国民健康保険特別会計	320	278	43	43	27			
三島町介護保険特別会計	265	249	16	16	42			
三島町後期高齢者医療特別会計	35	35	0	0	15			
三島町老人保健特別会計	69	64	5	5	6			
公営企業会計等 計				68		1,086	822	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計	4,585	4,396	189	190	0	2,881	6	
福島県市町村総合事務組合一般会計	12,534	12,116	418	418	2,826			
福島県市町村総合事務組合消防補償等特別会計	1,727	1,727	0	0				
福島県市町村総合事務組合消防救急つぎぎ特別会計	5	3	2	2				
福島県市町村総合事務組合非常勤職員公費決済補償特別会計	25	16	9	9				
福島県市町村総合事務組合自治会館管理特別会計	13	13	0	0				
福島県後期高齢者医療広域連合一般会計	2,530	2,432	98	98				
福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計	181,606	177,305	4,301	4,301	1,346			
一部事務組合等 計				5,018		2,881	6	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
社団法人ふるさと振興公社	1	22	5		17				
会津桐クス株式会社	1	60	50		5				
地方公社・第三セクター等 計			55		22				

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	273	384	111
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	39	46	6
充当可能基金 計	312	429	117

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.80	8.67	1.87	15.00	20.00	三島町簡易水道事業特別会計			
連結実質赤字比率	12.63	13.89	1.26	20.00	40.00	三島町農業集落排水事業特別会計			
実質公債費比率	18.5	17.8	0.7	25.0	35.0	三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計			
将来負担比率	103.8	68.7	35.1	350.0					
財政力指数	0.16	0.15	0.0						
経常収支比率	97.6	90.1	7.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。